

令和元年 7月 30 日

グローブシップ株式会社  
代表取締役社長 矢口 敏和



### 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分について

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社は国土交通省関東地方整備局より「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分を下記のとおり受けましたので、ご報告申し上げます。

本件は、弊社元社員が複数の管理組合様の財産を着服し当該管理組合財産に損害を与えたことによるものです。

本件把握後、当該管理組合様に対するご報告とお詫びを実施し、損害を補填させていただくとともに、監督官庁である国土交通省に報告し、今回の処分となつたものであります。

弊社いたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、社内管理体制の強化と各種法令の遵守を徹底し、今後このような不祥事を二度と起こさないよう再発防止に取り組んでまいります。

お客様ならびに関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

謹白

記

#### 1. 処分年月日

令和元年 7月 8日

#### 2. 処分の内容

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第81条の規定に基づく指示処分

#### 3. 業務改善に向けた取り組み

今回の違反行為の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講じます。

- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底をいたしました。
- ② 法及び関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に実施してまいります。
- ③ 日常の業務運営に関する調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めてまいります。
- ④ 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施してまいります。

#### 【本件に関するお問合せ先】

グローブシップ株式会社 総務部 03-6362-9701  
(受付時間 9:00~18:00 土日祝日を除く)

以上